要領第4条に関する Q&A

- Q1.「あらかじめ協議する」とあるが、企業振興課窓口に行って直接相談する必要があるということか。
- A1. ご来庁いただく必要はありません。会社概要、事業計画、応募区画等について、 分譲申し込みをいただく前に、電話やメール等でご教示ください。

要領第5条に関する Q&A

- Q1.「四 会社概要」は企業パンフレットでよいか。
- A1. 問題ございません。企業様の概要がわかる資料をご準備ください。
- Q2.「八 直近1か年の国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書 (発行後3か月以内)」は、具体的にどのような証明書を提出すればよいか。
- A2. 申請企業様の本社所在地における国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない 旨の証明書で「納税証明書」または「未納がないことの証明」等をご準備ください。
- Q3. 「九 その他必要な資料」は何を用意すればよいか。
- A3. 原則、ご準備いただく必要はありません。 分譲申し込みをいただいた後に、特に確認が必要な事項が生じた場合には、 こちらからご提出を求めることがあります。